陸上競技場

公園施設利用許可申請書

年　　月　　日（　　）

熊谷スポーツ文化公園　指定管理者

住　　所：

氏　　名：

連絡先（TEL）：

（団体名）：

※法人にあっては、その名称及び所在地並び代表者の氏名

埼玉県都市公園条例第10条第1項の規定により、下記のとおり公園施設の利用の許可を受けたいので申請します。

利用する公園施設 使用する施設・備品に☑をして下さい。	□陸上競技場　【利用時間　：　～　：　】 【種目：□陸上競技　□サッカー　□その他（　　）】 □第1集会室　□第2集会室　□第3集会室　□第4集会室 □トレーニング室1　□トレーニング室2　□ディレクター室　□応接室 □雨天練習場　□放送設備　□大型映像装置　□VIP室 □照明【照度（　　）予定時間　：　～　：　】 □観客席【開放ゲート（　　）開放時間　：　～】
	□補助陸上競技場　【利用時間　：　～　：　】 【種目：□陸上競技　□サッカー　□その他（　　）】 □103ミーティング室　□103更衣室
	□投てき練習場　【利用時間　：　～　：　】
備品等の使用	□拡声器一式（　　台）　□電気自動車（　　台） □シャワー利用（利用人数約　　人）　□プロジェクター（　　台）
利用期間及び時間	年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　） ：　　から　　：　　まで
利用の目的 （大会名・催事名）	サッカーの場合試合数（　　試合）
利用中の担当者及び連絡先	氏　名 TEL
利用人数	人
入場料徴収	□有・□無
利用者区分 ()内は該当○で記入	□一般　□学生（小・中・高校）　□幼稚園／保育園　□障害者 □国（主催・共催）　□県（主催・共催）　□市町村（主催）　※下段の場合、要証明書
その他必要事項 （無料備品等の貸出等）	□椅子（　　脚）　□机（　　脚）　□テント（　　張）　□トランシーバ（　　台） □トラメガ（　　台）　□その他（　　）

※ 個人情報の取り扱いについて

申請頂く個人情報については、各施設のご利用にあたっての貸出業務のために使用します。お客様ご本人から開示、訂正等を求められた時には速やかに対応します。また、法令に基づく場合以外に第三者への提供、開示及び個人情報の取扱いを業者に委託することはありません。

■ 上記の利用申請に当たっての個人情報の取扱いについて、該当する項目の□にチェックしてください。なお、個人情報の提出については任意ですが、ご提出いただく情報は施設をご利用いただくために必要な情報であり、ご同意いただけない場合はご利用をお断りする場合がございます。

□同意する　　□同意しない

（公財）埼玉県公園緑地協会　熊谷スポーツ文化公園管理事務所長　TEL 048-526-2004
個人情報保護管理者：（公財）埼玉県公園緑地協会　常務理事　Fax 048-526-2014

陸上競技場諸室利用内容

利　用　日	年　月　日（　）
大　会　名	

階数	部屋名	✓	使用用途	使用時間	時間数	備考
	使用する諸室に☑を入力して下さい。					
1階 メインスタンド	第1集会室			～		
	第2集会室			～		
	第3集会室			～		シャワー　有　・　無
	第4集会室			～		
	応接室			～		
	トレーニング室1			～		
	トレーニング室2			～		
	男子更衣室101			～		シャワー　有　・　無
	男子更衣室102			～		シャワー　有　・　無
	女子更衣室101			～		シャワー　有　・　無
	女子更衣室102			～		シャワー　有　・　無
	医務室			～		医師看護師　有　・　無
	サーバー室			～		
	記録情報印刷室			～		
	ドーピング室			～		
	チケット売場1			～		
	チケット売場2			～		
	トレーニング機器室			～		
1階 北側	男子更衣室103			～		シャワー　有　・　無
	女子更衣室103			～		シャワー　有　・　無
	ミーティング室			～		
バックスタンド	雨天練習場			～		
3階 メインスタンド	VIP室			～		
	貴賓室			～		
	控室301			～		
4階 メインスタンド	ディレクター室			～		
	控室404			～		
	オペレーション室			～		
	（大型映像装置）			～		
	（放送設備）			～		
	アナウンス室			～		
	写真判定室			～		
	放送室401			～		
	放送室402			～		
	放送室403			～		
	放送室404			～		
	放送室405			～		

【利用許可条件】

1　利用期間中、公園利用者に支障を及ぼさないように十分配慮すること。

2　利用期間中における事故については、申請者の責任において一切処理すること。

3　公園施設等を損傷又は破損したときは、申請者において速やかにこれを修理又はその損害を賠償すること。

4　利用する施設の状態について、利用開始直前に、あらためて安全点検を実施し、事故発生のおそれがないことを確認しておくこと。

5　施設及び備品等の利用において、使用前の状態に戻すことを原則とし、これがかなわない場合には復帰に係る費用を請求することがある。

6　利用中に施設内に設置する物件等については、事前に指定管理者の承認を得るとともに、当該設置物件等を変更又は撤去する場合は、変更の実施前又は撤去後に指定管理者に報告し、その指示及び確認を受けること。

7　次の各号の一に該当するときは、利用の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。

⑴　指定管理者において利用場所を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき

⑵　利用者が許可条件に違反したとき

8　前項の規定により利用許可を取消し又は変更した場合、指定管理者はその取消し又は変更によって生じた損失を補償しない。

9　利用者は、利用期間が満了したとき又は前条の規定により利用許可を取り消されたときは、自己の負担と責任において指定管理者の指定する期間までに利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、別に指定管理者が承認したときはこの限りでない。

10　陸上競技場においては、特に以下の事項を遵守すること。

⑴　熊谷スポーツ文化公園陸上競技場は、第１種公認陸上競技場の認定を受けていることから、この公認に影響がないような施工（ピッチ拡張（芝生拡張）時の養生及びピット拡張（芝生拡張）撤去後の原状回復等）とすること。

⑵　ピッチ拡張（芝生拡張）施工前とピッチ拡張（芝生拡張）撤去後に検定員（陸上競技場の公認可否の判断ができる者（（公財）日本陸上競技連盟検定員等））による検査を実施し、第 1 種公認陸上競技場の公認に影響がないことを確認すること。

11　都市公園法、埼玉県都市公園条例、熊谷スポーツ文化公園利用者遵守事項及びこの許可条件を遵守すること。

教　示

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヵ月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌月から起算して 3 ヵ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、熊谷スポーツ文化公園指定管理者（公益財団法人埼玉県公園緑地協会代表理事江副弘隆）を被告として提起しなければなりません。

ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

利用に関するヒアリングシート

記入者	
記入日	令和　　年　　月　　日
利用者情報	試合・イベント参加者人数　　合計　　人 内訳（目安） 関係者　　人 参加者・選手　　人 観覧・観客　　人
交通情報	送迎バス　　台 路線バス　　台 一般車両　　台 バス増便要請　　有　　無 増便時間帯　　：　　～　　：
大会要項等	有　　無
資料名称 （有の場合）	
広報関係 （主催者・問い合わせ先資料）	有　　無
資料名称 （有の場合）	
公園イベント 案内への掲載	可　　否
減免に係る資料	有　　無
資料名称 （有の場合）	
その他（内部伝達事項等）	